

# いじめ防止対策基本方針



令和 7 年度  
岩国市立修成小学校

## 1 いじめ等問題行動に対応する基本方針

いじめは『どの子にも、どの学級にも起こりうる』『誰もが被害者にも加害者にもなりうる』ということを基本とする。日常生活の状況を把握した事柄は、軽微に捉えずに将来深刻な状況になる可能性があるという認識が大切である。見たところじやれ合いのように見えるところから気づかぬうちにいじめに発展してしまう場合がほとんどである。この程度なら大丈夫、たいしたことはないと考えず、子ども一人ひとりの変化を見逃さないように全職員が情報を共有し、早期発見、早期対応に努める。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

### (2) いじめの構造、特徴

○いじめは、「どの子どもにも、どこの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

- ・いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
- ・暴力を伴わぬいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

○いじめは「四層構造」になっている。

- ・いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる児童（観衆）も見て見ぬふりをする児童も「いじめている人」に見える。
- ・四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

### (3) 重大事態

○次にあげる場合を、法により「重大事態」という。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。

## 2 いじめの対応に関する基本的な考え方

### (1) 対応の視点

○いじめは、「いじめは絶対に許さない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識のもと、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の対応の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

①未然防止【いじめの予防】

②早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

③早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

④重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

### (2) 本校における基本姿勢

○いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。いじめを生まない人間関係づくり等において、児童会活動等特別活動は児童の主体的な活動が効果的であることから、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例を提供するなど、その内容・方法等を工夫改善する。

○「現にいじめが行われているのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

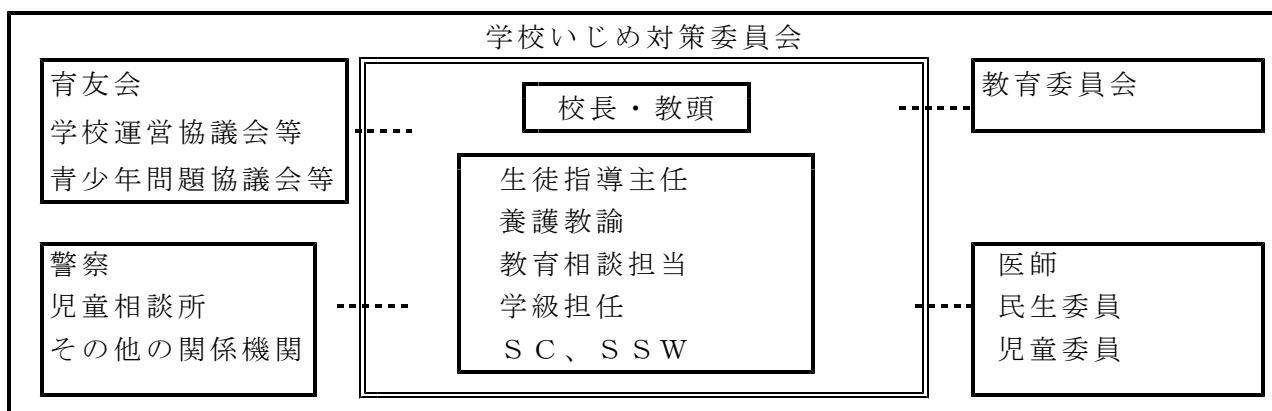
○一旦いじめであると認知した場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応していく。

○「いじめをしない、させない、許されない」という雰囲気をつくる。

○「いじめは人間として絶対許さない」という強い信念のもと、教職員の人権感覚を高めるとともに、年間計画に基づく資質向上のための校内研修を推進する。

○児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊意識を育む教育活動を推進する。

## 3 学校いじめ対策委員会の設置



○法の第14条の趣旨を踏まえ、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、学級担任、養護教諭、S C、S S W、その他からなる協議会を設置する。必要に応じて協議会を開催する。(学校運営協議会委員、育友会役員、市教委等)

- 相互の連携を強化するとともにいじめの状況を共有し、取組の検証・評価を行い、より効果的な取組になるように提言する。
- 素早く全教職員への情報共有が図られる体制となるよう、主体的かつ機動的な組織となるようにする。
- 「修成小学校いじめ防止対策基本方針」に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・改善を行っていく。

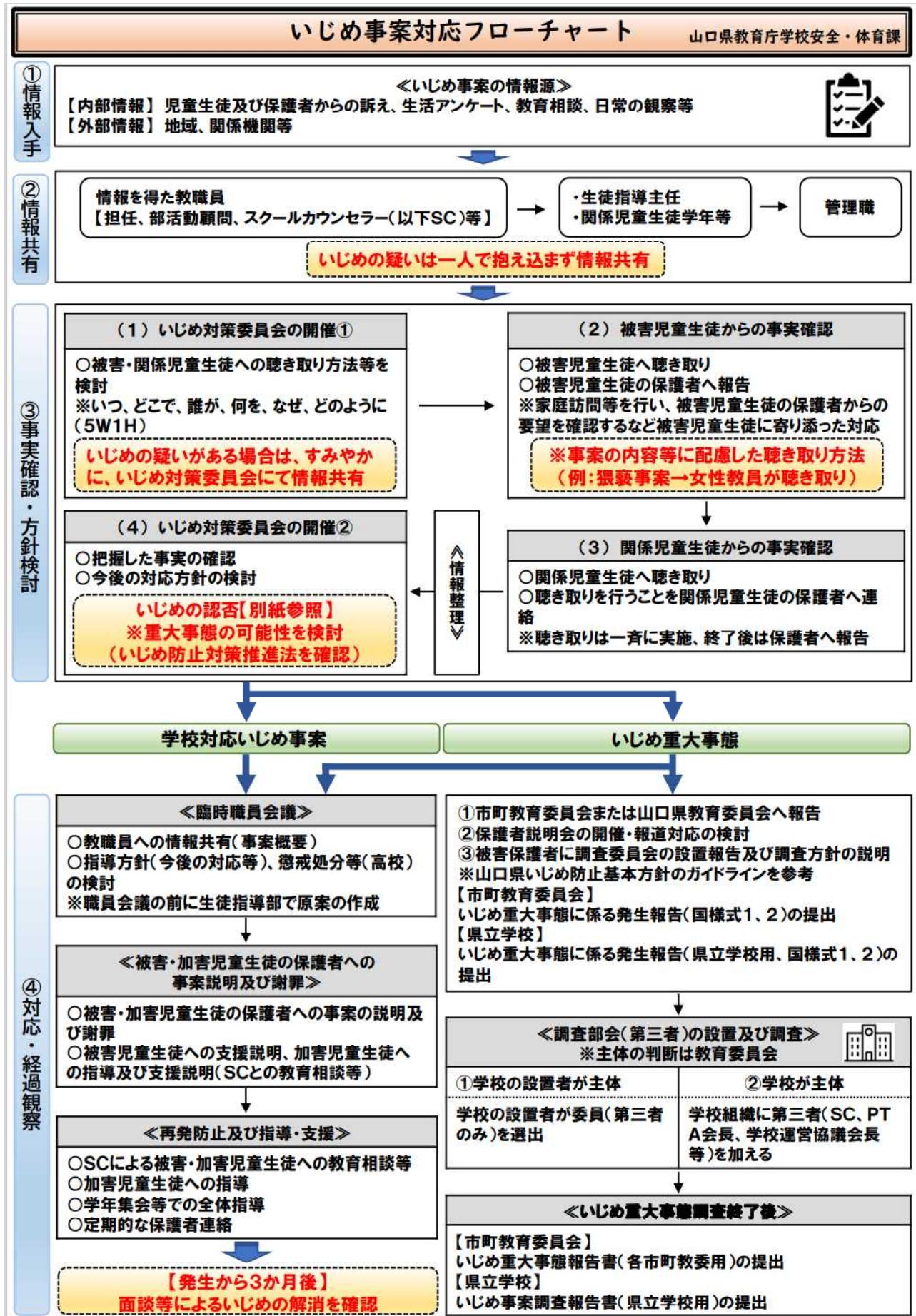
#### 4 いじめを未然防止するための具体的な取組

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人ひとりが認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校あげて取り組むことが大切である。また、一人ひとりを大切にした授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育んでいかなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携を図っていかなければならない。

##### (1) 児童に対して

- 児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- 一人ひとりを大切にした楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していく。
- いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合があるため、傍観者とならずいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。その際に、保護者とも情報を共有し、家庭と学校が連携を密にした指導体制をとる。



## (2) 教員として

- 日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との信念をもっていることをさまざまな場面において児童に示す。
- 児童同士、児童と教員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人ひとりが自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努める。
- 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- 不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方について細心の注意を払う。
- 児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢をもつ。
- いじめについての理解を深め、人権感覚を磨き自己の指導の検証を行い、次への指導に生かす。
- 一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や他の職員への協力を求め、組織的な対応を心がける。

## (3) 学校として

- 全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さない」という土壌をつくる。
- 学期1回の「教育相談」に合わせ、いじめに関するアンケートや週1回の生活アンケートを実施し、児童の実態把握に努める。その時、いじめが発見された場合は、解消に努めるとともにいじめについての理解を深め実践力の向上に努める。
- スクールカウンセラーの役割を知らせ、児童全員とのカウンセリングをしたり、相談したい教員を指名できる教育相談を実施したりして、児童にとって相談しやすい体制の構築に努める。また、各中学校区に配置されているスクールカウンセラーの参加を得て、「いじめ対策委員会」を開催し、学校評価等を活用しながら、自校のいじめ対策について、「未然防止」「早期発見・早期対応」「重大事態への対応」の視点からの検証・改善を行う。
- いじめ問題に関する取組の多様化を図り、委員会活動等での児童自身の手による取組を促す。
- 年度末や年度当初等の適切な時期に、自校のいじめの状況について、児童や保護者向けに公表し検証を仰ぐことにより、いじめ対策の工夫改善に努める。
- いじめに限らず、児童の変化やトラブルに気付いた際にはいじめ事案対策フローチャート（資料1）を参考しにして具体的な対応をしていく。また、全ての教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解し、速やかな情報共有と、組織としての対応ができるよう、生徒指導・教育相談体制の整備及び、校内研修の充実を図る。

## (4) 保護者・地域に対して

- 児童が発する変化のサインに気づいた時は、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- いじめ問題に関する情報を発信する。（学校だより、学校ＨＰ、授業公開等）
- 「学校いじめ防止基本方針」を通知等により児童・家庭・地域に周知を図るとともに、児童、保護者等に説明を行う。また、学校ウェブサイト等を活用し、公開する。

## 5 いじめの早期発見に向けての取組

### (1) 児童に対して

- 一日の時程表を見直し、児童とのふれあいの時間を確保していく。
- いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどから児童の発するサインをキャッチする。

### (2) 学校として

- 平素から児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心がけ、日常的に機会を捉えて声かけを行う。
- 毎週の生活アンケートなどを活用して、個別の教育相談を実施する。
- 「いじめはどの学級でも、どの児童にも起りうる」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気づいたことを共有する。
- おかしいと感じた児童がいる場合には、全教職員で気づいたことを共有し、大勢の目で児童を見守る。
- 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたらすとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任等で相談活動を行い、悩み等を聞く。

### (3) 保護者・地域に対して

- 学校評価アンケート、保護者等の声を課題把握に生かし、学校、組織の活性化を図る。
- 児童の集まる場所を把握し、青少年健全育成米川地区会議等と連携して組織的な巡回指導を行う。
- 地域行事などへの積極的な参加を促す。

## 6 いじめの早期対応の取組

いじめ問題を発見した時は、担任だけで抱え込むことなく、他の業務に優先して速やかに学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、校長を中心にしてすべての教職員が対応を協議し、適切な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたることが大切である。

### (1) 児童に対して

#### ◎いじめられている児童への対応

- 「絶対に守り通す」という姿勢を示し、全教職員で支え、守ることを約束する。
- 本人の要望等を聴きながら、学校生活のさまざまな場面で、自信を回復させ、精神的な安定に努める。
- 精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。

#### ◎いじめている児童への対応

- 当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態を正確に把握する。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。
- 毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を行う。

- 自分の言動でどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。  
(説得より納得)
- ◎周りの児童への対応
  - 観衆・傍観者の立場にいる児童にも、いじめているのと同様であるということを指導する。
  - もしいじめを見つけたら、制止するかそれができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。いじめを報告してきた児童には、勇気と態度を賞賛し、その後仕返しを受けないように、秘密厳守するなどの配慮をする。
- (2) 学校として
  - いじめの疑いがあった場合、日常の行動観察や聞き取りなどにより、状況の詳細を把握し、記録する。
  - いじめられている児童に対しては、信頼関係のある教職員が担当し、いじめている児童に対しては、複数の教員が担当する。
  - 学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力して解決にあたる。
  - いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図りながら指導を行っていく。
- (3) 保護者・地域に対して
  - いじめられている児童の保護者に対しては、学級担任が主に担当するが、必要に応じて管理職等複数で誠意をもって対応にあたる。
  - いじめている児童の保護者に対しては、面談の目的・役割・分担・対応等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
  - 育友会等への働きかけは、管理職が担当する。
  - 教育委員会・関係機関との連携は、校長・教頭・生徒指導主任が担当する。
  - いじめ問題が起きた時には、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- (4) いじめへのアフターケア
  - 「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあり、継続的に注視し、寄り添った対応をする。
- (5) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応
  - インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上の誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても基本的には同様であることを共通理解して対応する。
  - 状況を確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。
- (6) 教育相談のあり方
  - いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等についての充実を図る。
  - 教職員の教育相談に係る資質能力はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携して個別支援にあたる。
  - いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活基盤の立て直しに向けたSSWによ

る保護者等への個別支援の充実を図る。

## 7 重大事態への対応

### (1) 重大事態の判断

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめられる児童の状況に着目して判断する。

- \*児童生徒が自殺を企図した場合
  - \*身体に重大な傷害を負った場合
  - \*金品等に重大な被害を被った場合
  - \*精神性の疾患を発症した場合
- などのケース

- 児童が一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査を行う。

- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、その時点で学校は重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

### (2) 重大事態への対応

- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すために保護者と十分連携をとる。
- いじめられている児童を守るために、必要であれば毅然とした厳しい指導を行う。
- その際には、保護者の理解を十分得ながら教育的配慮のもとで適切な指導を行う。
- 関係機関と密に連携を図りながら、再発防止を目的とした調査、対策を行う。

### (3) 調査委員会の設置

- 学校が重大事態であると判断した時は直ちに学校の下に委員会を設置する。
- 質問紙など適切な方法で重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- 委員会の構成は、県教委が委嘱しているF R (ファミリー・リレイションシップ) アドバイザー《弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家》をあて、調査を実施する。
- 調査の目的は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、重大事態への対応や今後の再発防止に資する。
- 学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

### (4) 自殺の背景調査

- 児童の自殺という事態が起った場合は、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成26年7月)に即して対応する
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分聞き取りながら、知り得た情報を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的立場の調査委員会を設置する。
- 調査委員会の構成は、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ(精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士)とする。

## (5) 教育委員会等との連携

- いじめを確認した場合は、岩国市教育委員会に報告する。
- 「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、緊急職員会を開くとともに、岩国市教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。
- 法に抵触すると考えられる場合は、岩国警察署等へ通報し対応等を相談する。
- 重大事態ならびに重大事態につながりかねない事案、いじめ対応に係る保護者・本人対応に苦慮している事案は速やかに青少年課へ報告・相談する。

## 8 いじめの解消について

### (1) いじめに係る行為の解消

- 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続している状態であること。

### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3ヶ月を目安）において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態であること。

## 9 学校評価への位置づけ

学校におけるいじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価項目に位置づけるとともに、学校評価アンケート等を利用し、保護者、地域からの評価も含め、いじめに対する様々な取組が実効的なものになっていくかどうか点検し、必要に応じて取組の改善を図る。

### ※参考資料

- ☆いじめ予防対策推進法（平成25年 法律第71号）
- ☆ネット・ケータイ問題への対応について（平成23年 山口県警・山口県教育委員会）
- ☆よりよい生徒指導に向けて（平成30年 12月改訂 山口県教育委員会）
- ☆問題行動等対応マニュアル（平成28年3月版 改訂 山口県教育委員会）
- ☆見守る かかる つながる（平成24年 山口県教育委員会）
- ☆心の教育推進の手引き（平成24年 山口県教育委員会）
- ☆子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針  
(平成26年7月改訂 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力会議)
- ☆岩国市いじめ防止基本方針（平成27年 岩国市 最終改定 平成30年）